平成２３年（フ）第９号
三重県伊勢市一之木２丁目５番29号
債務者　濱田　徹郎
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第７７１号
新潟市中央区白山浦２丁目111番地４、前住所神奈川県逗子市小坪１丁目29番24号
債務者　雫内　正登
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３０号
佐賀県唐津市西城内５番５号
債務者　松本　三男
法定代理人保佐人　松本　博三
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第８９５号
愛知県碧南市鶴見町４丁目17番地１　メゾン鶴見Ａ棟201号、旧住所愛知県高浜市稗田町３丁目２番地40　エルグランデ高浜601
債務者　斉藤マユミこと　サイトウ　ジーナマユミ
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６５４号
横浜市港南区日野３丁目８番２―514号
債務者　小川　雅子（旧姓金巻）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７７５号
神奈川県藤沢市片瀬１丁目３番32号　ダイヤハイツＡ―５
債務者　増保美代子（旧姓熊田）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８号
神奈川県藤沢市円行１丁目11番地の11　グリーンハイツ湘南104
債務者　三浦　善博
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９号
神奈川県藤沢市円行１丁目11番地の11　グリーンハイツ湘南104
債務者　三浦　和子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１号
神奈川県大和市南林間５丁目11番24号　ハイネス１―101
債務者　松島　尚彦
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２号
神奈川県大和市南林間５丁目11番24号　ハイネス１―101
債務者　松島　志織（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目13―９　サザンウィンド湘南101号、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市幸町21番18号　ダイヤモンドハイツ２―202
債務者　田中　隆雄
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
横浜市港北区小机町1360番地
債務者　亀井　利光
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６号
横浜市金沢区谷津町65番地１　ハイテラス金沢文庫314
債務者　今　　久美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目15番５号石黒荘２―１
債務者　清水　賢一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７２号
北海道深川市北光町２丁目５番20号　アウローラⅡ―102号
債務者　新名　正啓
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部